

内閣府 障がい者制度改革推進会議担当室 御中

2010年11月8日

構成員 久松 三二

財団法人 全日本ろうあ連盟

障害者基本法改正における意見及び要望書

わが国の障害者制度改革にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。また担当室におかれましては日夜遅くまでご奮闘されておられることお疲れ様でございます。

表記の件につき、今般、制度改革推進会議にて障害者基本法の改正の総則及び各論についてご検討されておられることと存じます。私ども全日本ろうあ連盟（以下、連盟と略す）は、昭和22年（1947年）の創立以来63年もの間、聴覚障害者の言語である「手話」や聴覚障害者の人権を守り、その啓発や普及に最大限の努力をし、さらに、障害者の運転免許取得制限の撤廃、旧民法11条（準禁治産者）の欠格条項撤廃、障害者の職業選択の自由を制限する差別条項の撤廃の運動を推進し、聴覚障害者のみならず多くの障害者の社会参加の促進に多くの労力を注いできました。また、聴覚障害と他の障害を併せ持つ重複障害者の生活保障、就労保障にも取り組んでまいりました。

しかし今なお、教育の場において手話を言語として獲得する環境が不十分であり、また成人ろう者においても、手話を言語として使用し、情報にアクセスするためには多くの障壁が存在しております。そこで、聴覚障害者等の社会参加を推進するためには、言語である手話を使用する環境整備、手話通訳者・要約筆記者等の養成・派遣・設置等の制度化、音声情報の字幕化等の情報バリアフリー・情報アクセス、コミュニケーション保障が欠かせません。**手話を言語に含むこと、情報アクセスを権利として保障すること、コミュニケーションを権利として保障することの規定を障害者基本法の総則において明確に記載され、各論においても具体的に条文化されることが必要であります。**このことは連盟や多くの聴覚障害者の永年の願いでもあり、全国で一万人以上いると言われている手話通訳者も強く望んでいることでもあります。

さらに、閣議決定された「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」は、第一次意見を踏まえており、第一次意見においてまとめられた**「これまで、手話、点字、要約筆記、指点字等を含めた多様な言語の選択やコミュニケーションの手段を保障することの重要性及び必要性は省みられることが少なかったため、それらの明確な定義を伴う法制度が求められる。」**ことを尊重しその実現が強く求められるところでありますので、是非とも現在、見直しを検討されている障害者基本法にて、明確な定義を伴う記述が盛り込まれることを強く要望します。

別紙

- (1) 第一次意見と言語、情報及びコミュニケーション保障について
- (2) 世界ろう連盟理事長書簡

第一次意見と言語、情報およびコミュニケーション保障について

視覚障害者、聴覚障害者、盲ろう者、言語障害者などの障害者の完全な社会参加を実現し、真に自立した生活を営むうえで重要なのは、「情報とコミュニケーション」のバリアフリー問題である。この「情報とコミュニケーション」の言葉が、第一次意見に盛り込まれました。

「言語・コミュニケーション保障」では、「これまで、手話、点字、要約筆記、指点字等を含めた多様な言語の選択やコミュニケーションの手段を保障することの重要性及び必要性は省みられることが少なかったため、それらの明確な定義を伴う法制度が求められる。」と記載されている。また、「情報アクセス・コミュニケーション保障」でも、「国及び地方公共団体は、障害者が選択するコミュニケーション手段を使用することができるよう必要な施策を講じなければならない。」とまとめています。

これまでの国や地方公共団体の施策は、障害者自立支援法の下でコミュニケーション支援事業が市町村の必須事業として位置づけられているものの、手話通訳者派遣事業、手話通訳設置事業、要約筆記者派遣事業の三つの事業のうち一つでも実施していればコミュニケーション支援事業を実施したことになるので、全国の市町村において未実施の事業が多く地域格差問題の代表的な事例としてこれまでも度々指摘されている。また予算措置でも、コミュニケーション支援事業の総額が移動支援事業の総額の十分の一程度という地域が多く十分な予算措置がとれていない状況にある。国や地方公共団体においてコミュニケーション支援事業への理解が絶対的に不足している中、第一次意見にて権利として保障すること、法制度として整備すること、義務として必要な施策を講じることを取りまとめ提言したことの意義は極めて大きく画期的なことでもあります。

多様な言語、コミュニケーションについて

欧州や米州では「公用語」あるいは「言語」はなじみのある言葉として定着しているが、日本では、学校で日本語は国語として、日本は単一民族国家として教えられていたのではなじみがない。欧米諸国は国内に多くの民族語があり公用語政策をとっていて、手話も公用語の一つとして法制度を整備している国が多い。障害者権利条約の立役者であるドン・マッケイ元議長が、自身の出身国であるニュージーランドの障害者制度の特徴を「手話言語法（2006年制定）」であると明言したように、その国の障害者施策を語るうえで手話言語法の制定を大きな特徴としてあげることができる。日本ではろう学校が「口話法」を採用し「手話」を排除したために、「手話」は「手真似（てまね）」と呼ばれ蔑まれていた時代が長く続いた。手話を言語として認知し国語（日本語）と同じように法制度（公用語政策）

を整備することが今後の大きな課題になります。

なお、わが国における手話の普及についてですが、昭和44年に「私たちの手話（1）」を刊行してから「新しい手話」を含めて今日に至るまで200万部近く普及しております。また、民間の出版社から刊行している手話の本も相当な数になります。手話辞典も代表的なもので「手指法辞典（昭和63年発行）」「新・手話辞典（平成4年発行）」「日本語一手話辞典（平成6年発行）」「手話－日本語辞典（平成7年発行）」があげられます。特に「日本語一手話辞典（平成7年発行）」は辞書としての完成度が高く辞書の最高賞である「新村賞」を受賞しています。また、昭和45年に始まった厚生省の「手話奉仕員養成事業」は、現在、全国の市町村の手話講習会で約5万人が受講している状況です。NHKの「みんなの手話」は今から20年前に開始され何万人という手話を学ぶ人が視聴しているNHK教育テレビの中でも人気のある番組になっています。このように手話は多くの国民に認知されており、言語としての法制度制定を推進するに十分に備えている状況にあると言えます。

コミュニケーションについても障害者権利条約での政府仮訳では「意思疎通」と訳されていますが、意思の伝達という狭い意味ではなく、本来は意思の伝え合い、双方向性という性格をもつものです。この特徴を理解しないと、手話通訳はろう者を支援するために必要なのではなく、ろう者とコミュニケーションをする相手にも必要なのだとの意識を持つことが難しい状況にあります。欧米ではその特徴をよく理解しているため、裁判所、病院、学校など公的機関にて手話通訳を配置することが当然のこととして整備されています。

また、耳が聞こえにくい人のコミュニケーション手段は、その聞こえの度合い、聞こえにくくなった時期によって様々であること、目が見えにくい人も同様に、見えなくなった時期、見え方の度合いによって点字、拡大文字、あるいは拡大機器を必要とするのか様々である。盲ろう者に至っては、盲ろう者一人ひとりによってコミュニケーション手段のニーズが異なることを理解している人は少ない状況です。

このように、多様な言語、多様なコミュニケーションがあり、それを必要とする人がいることを理解することは、権利として保障し、法制度として整備し、義務として必要な施策を講じることを進める上で大切なことであります。

第二次意見への期待と私たちの運動

今後、障害者基本法の総則にて、障害者権利条約にあるように言語やコミュニケーションの定義を盛り込み、自ら必要とする言語やコミュニケーション手段を選択できないことは合理的配慮をしないこと、すなわち「差別」であることを明記することが必要であります。

障害者基本法、差別禁止法を含めた法制度を整備する際に、ろう者、難聴者、中途失聴者の場合に限れば、

- (1) 手話の言語定義化、日本語と同等の地位（公用語）の獲得
- (2) あらゆる生活の場で使用するコミュニケーション手段を定義化
- (3) 言語およびコミュニケーション手段の選択権
- (4) 言語およびコミュニケーションの形態、手段、様式による情報の保障と、政治、司法、選挙、医療、生活、教育、放送等あらゆる場面での必要な情報およびコミュニケーションの保障
- (5) 通訳士（手話・筆記）資格の国家資格への格上げ
- (6) 専門性が求められる分野での通訳業務は通訳士（手話・筆記）の独占的業務
- (7) 市町村レベルでの通訳養成、通訳派遣、通訳設置の義務化
- (8) 手話言語文化の研究・保存・啓発活動

などが反映されることを期待したいと思います。

情報・コミュニケーション、言語に関する法制度を整備することは、ろう者や難聴者、盲ろう者だけでなく、視覚障害者、知的障害者や発達障害者等あらゆる障害者にも必要です。障害者権利条約に明記されている情報アクセス権や平等に情報サービスを受ける権利は、障害者全体の権利として広く認知されなければなりません。わかりやすく伝える、わかりやすい言葉を用いる、図記号を使用してコミュニケーションの円滑化を図ることも情報提供に必要なことであり、国民の権利として認識されるようにしなければならないと思います。そのためには第二次意見に向けて積極的に提言することはもちろんのこと、広く国民に理解してもらう必要があります。障害をもつ当事者である私たちも運動の力で啓発活動を推進していくことが大切です。障がい者制度改革は国民の理解、協力があって大きく推進し実現できるものと確信いたします。

(全日本ろうあ連盟による訳)



Legal Seat – Helsinki, Finland

WORLD FEDERATION OF THE DEAF

An International Non-Governmental Organisation in official liaison with ECOSOC, UNESCO, ILO, WHO and the Council of Europe

PO Box 65, 00401 Helsinki, FINLAND
FAX: +358 9 580 3572
www.wfdeaf.org

President

MARKKU JOKINEN

Email: wfd@kl-deaf.fi

2010年11月5日

障害者制度改革推進会議の皆様

世界中にある 131 のろう者協会を包括する組織として、世界ろう連盟は、「情報・コミュニケーション法（仮称）」および「手話言語法（仮称）」の2つの法律の制定に向けた、会員団体である全日本ろうあ連盟による取り組みを支持することに賛同します。この2つはどちらも、ろう者や障害者の人権の向上のために大変重要となる法律です。

日本政府は、2007年9月28日、国連の障害者権利条約(CRPD)に署名しました。そして、近い将来に、この条約を批准することがほぼ確実視されています。前述の法律の制定や施行にあたって、障害者権利条約の第2条、第9条、第21条、第24条および第30条を考慮することが大事であることを強調したいと思います。皆様もご存知のように、障害者権利条約は、障害者に関する問題について議論を行う場合に、当事者団体の代表者が必要であると明言しています。全日本ろうあ連盟の代表者は、日本の障害者運動のパートナーである他の団体とともに、これらの重要な法制定のプロセスに参加する良い機会を得ていると私は確信しています。

さらに、世界ろう連盟の理事長として、この文書をもって、日本におけるろう者の人権の促進のために全日本ろうあ連盟が遂行している取り組み、また、国際や地域のレベルにおける全日本ろうあ連盟が果たしている有意義な貢献を支持することを表明します。

障害者制度改革推進会議に参加する皆様が、日本のろう者や障害者の生活と人権の質を真に向上させるこれらの法律を制定されるよう願ってやみません。

詳しい情報が必要であれば、世界的な観点からみた、手話言語の法制定やろう者のアクセシビリティに関する専門的見解を喜んで提供させていただきます。

敬具

Markku Jokinen
President
World Federation of the Deaf



世界ろう連盟
理事長 マルク・ヨキネン